

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-005
2021 年 5 月 14 日

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

非公開情報について

令和 3 年 5 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

目次

1. 目的	1
2. <u>許認可申請書類の非公開情報の分類</u>	1
3. <u>許認可申請書類の非公開情報の対象の考え方</u>	1
4. <u>具体的な非公開情報の例</u>	2
5. <u>マスキングの方法</u>	3
5. 1 マスキングの方針	3
5. 2 具体的なマスキングの方法	3
<u>別紙 メーカー・第三者の商業機密の非公開情報とマスキング方法の具体例</u>	<u>4</u>

1. 目的

本資料は、リサイクル燃料備蓄センターの許認可申請書類について、非公開情報の考え方を説明するものである。

2. 許認可申請書類の非公開情報の分類

非公開情報は、その目的を踏まえて、以下の2種類に分類される。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質を防護する情報

b. メーカー・第三者の商業機密

メーカーの有する商業権利を保護する対象となる情報

3. 許認可申請書類の非公開情報の対象の考え方

設工認申請書に記載した事項のうち非公開とする情報の考え方は以下の通りである。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質の盗取を防止する（核不拡散の手段の一つ）観点^{※1}による非公開情報は、以下に示す2種類の情報が該当する。

a-1. 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の詳細情報

a-2. 見張人による巡視及び監視の詳細情報

b. メーカー・第三者の商業機密

メーカー・第三者の有する商業権利等を守る観点による非公開情報は、以下に分類される情報が該当する。

b-1. 設計の知見を保護するべき情報

b-2. 評価の知見を保護するべき情報

b-3. 製造する知見を保護するべき情報

b-4. 第三者の所有する施設・設備に関する情報

※1:核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(https://www.jaea.go.jp/04/iscon/archive/pp_is/index.html)

4. 具体的な非公開情報の例

「3. 設工認申請書の非公開情報の対象の考え方」を踏まえた具体的な非公開情報の例は下記の通りである。

a. 核物質防護情報

a-1 に該当する情報の例

- [Redacted]
- [Redacted]

a-2 に該当する情報の例

- [Redacted]
- [Redacted]

b. メーカー・第三者の商業機密^{※2}

メーカー・第三者の有する商業権利を守る観点等から、非公開情報の考え方と情報の例は下記の通りである（具体例を別紙に示す）。

b-1 「設計の知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

b-2 「評価の知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

b-3 「製造する知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- [Redacted]
- [Redacted]

b-4 「第三者の所有する施設・設備に関する情報」に該当する情報の例
他事業者の情報等（IAEA の封印に関する情報、敷地外の火災・爆発源に関する配置情報）

※2：具体的な非公開情報については、最終的にはメーカー・第三者の判断による。

5. マスキングの方法

5. 1 マスキングの方針

非公開情報については、以下の方針に従うマスキングをした上で必要事項を公開する。

- (1) 設工認申請書の記載事項については、必要以上にマスキングの範囲を広げないように、できる限りマスキング範囲を限定化する。
- (2) 非公開情報とする核物質防護情報については、図中に核物質防護情報の有無が判断できる情報についても非公開とする。

5. 2 具体的なマスキング方法

申請書の記載に応じた具体的なマスキングの方法は第5. 2-1表の通り。マスキング方法の具体例を別紙に示す。

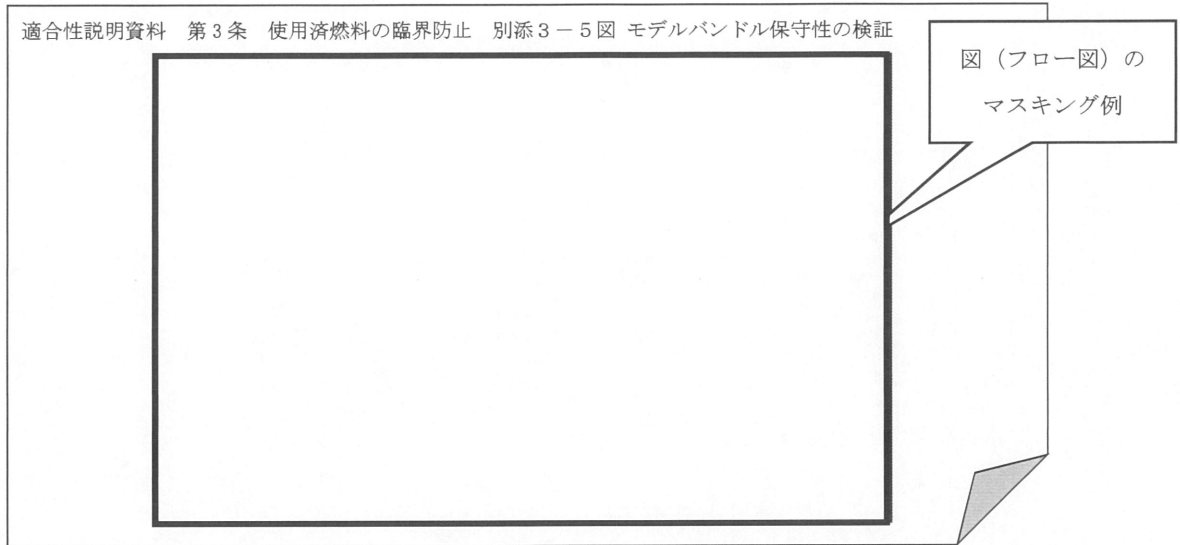
第5. 2-1表 申請書の記載に応じた具体的なマスキングの方法の基本方針

項目	マスキング方法	具体例 (別紙)
文章	非公開とするべき単語、数値及び数式のみマスキングする。	第2-1図
図	(構造図, 平面図等) ・ 図面そのものをマスキングする(範囲はできるだけ限定化する)。 ・ 表題(副表題含む。)は公開とする。 (グラフ) ・ 縦/横軸の目盛りをマスキングする。 ・ 凡例や軸項目はできるだけ公開とする。 ・ 整理対象のデータ(曲線, 直線, 数値)をマスキングする。	第1-1図(フロー図) 第2-2図(グラフ) 第3図(構造図) 第4図(平面図)
表	・ 表による整理対象データをマスキングする。 ・ 表に記載する文章は「文章」項目のマスキング方法に従う。	第1-2図

以上

メーカー・第三者の商業機密の非公開情報とマスキング方法の具体例

「b-1. 設計の知見を保護するべき情報」のマスキング方法の具体例



第1-1図 メーカーの設計の知見を保護するべき情報

適合性説明資料 第15条 金属キャスク(金属キャスク)
第1表 金属キャスクの構成部材の健全性に対する評価について(抜粋)

表のマスキング例

部位及び材料	要因	主な評価の観点	各部位及び材料の経年変化に係わるデータ	設計条件
キャスク 【部位】 本体胴(内面/外面) 外筒(内面) 一次蓋(内面) 二次蓋(内面) 一次蓋ボルト 本体① 【材料】 炭素鋼 合金鋼	腐食	●構造強度: 腐食による構造強度の低下	・本体胴(内面)については、1%燃料破損相当の燃料棒内ガス中のヨウ素ガスを含む実機模擬環境における、低合金鋼の最大腐食速度により、60年間の腐食量を推定しても0.5mm程度 ^{*)} 。 ・中性子遮蔽材(レジン)に接する部位(本体胴(外面)、外筒(内面))については、レジンの熱分解によって放出される生成物の大部分は水分であり、レジンの熱分解によって放出される生成物を全て水分として60年間の腐食量を推定しても0.2mm程度。(別添1)	【使用環境】 ・ヘリウム雰囲気 ・レジン接触 【材料厚】 ・本体胴中央 ・外筒 ・一次蓋 ・二次蓋
		●構造強度: 熱によるクリープ変形や高温脆化に伴う亀裂・破損	・クリープ変形を起こす温度領域の境界として、融点(絶対温度)の1/3~1/2以上とされている。(別添2)	【使用環境温度】 ・除熱解析による最高温度(142℃)以下
		●構造強度: 照射による機械的特性の劣化	・炭素鋼、低合金鋼の脆性遷移温度の増加と照射量の関係は、中性子照射量が 10^{20} n/cm ² までは顕著な脆化はみられない。(第1図、第2図)	【放射線照射量】 ・ 10^{20} n/cm ² ~ 10^{21} n/cm ² (60年間一定) ^{*)}

第1-2図 メーカーの設計の知見を保護するべき情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

「b-2. 評価の知見を保護すべき情報」のマスクング方法の具体例

適合性説明資料 第5条 閉じ込めの機能 別添2 (抜粋)

また、リークテスト判定基準としては、0.1%の燃料破損によるガス放出
定した圧力上昇及び設計評価期間経過後にさらに蓋間空間ガスの金属キャ
内部への流入を仮定した圧力上昇を考慮した許容圧力 (MPa) においても
負圧を維持できる値とする。基準漏えい率と同様に計算すると、以下のように
なる。

$P_d(t=60\text{年}) =$ Paのとき、漏えい孔径： $D_0 =$ m

文章の
マスクング例

第2-1図 メーカーの設計の知見を保護すべき情報

適合性説明資料 第15条 金属キャスク (使用済燃料集合体)
別添2-2図 真空乾燥時の燃料被覆管温度の評価結果 (BWR用大型キャスク (タイプ2) の例)

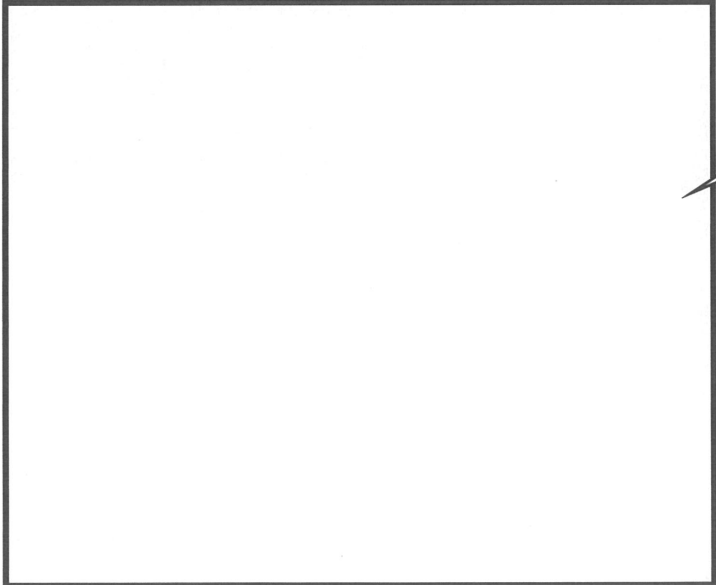
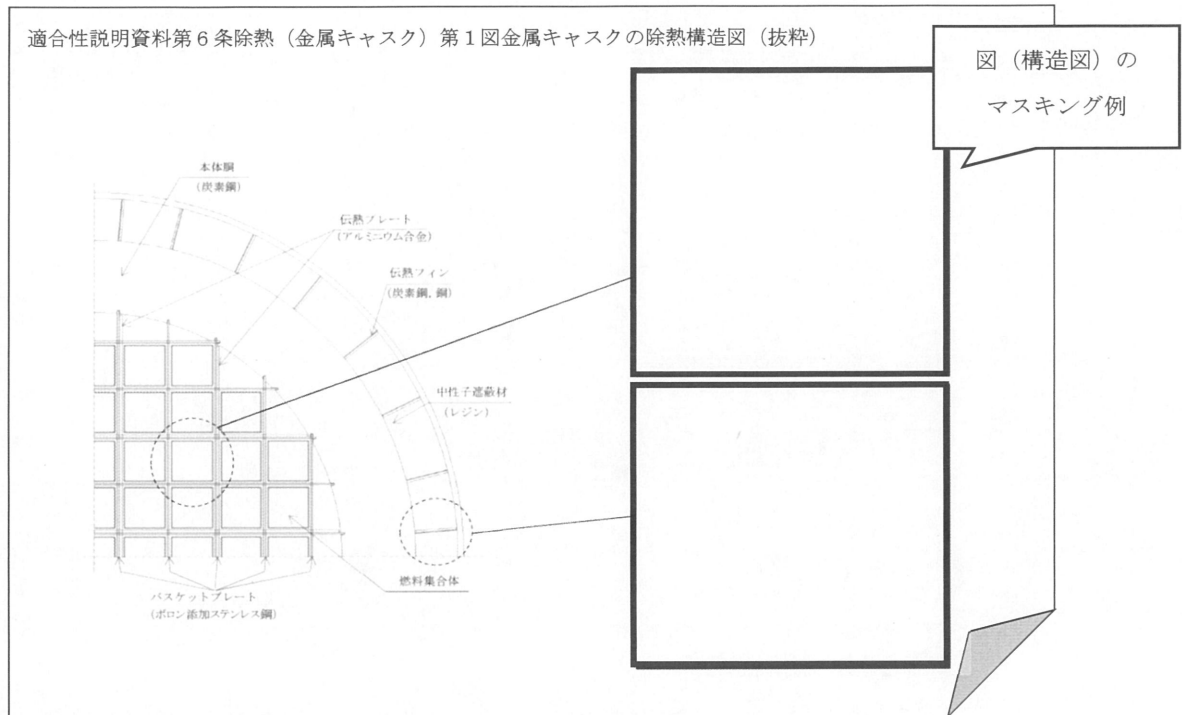


図 (グラフ) の
マスクング例

第2-2図 メーカーの設計の知見を保護すべき情報
(図 (グラフ) のマスクング例)

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

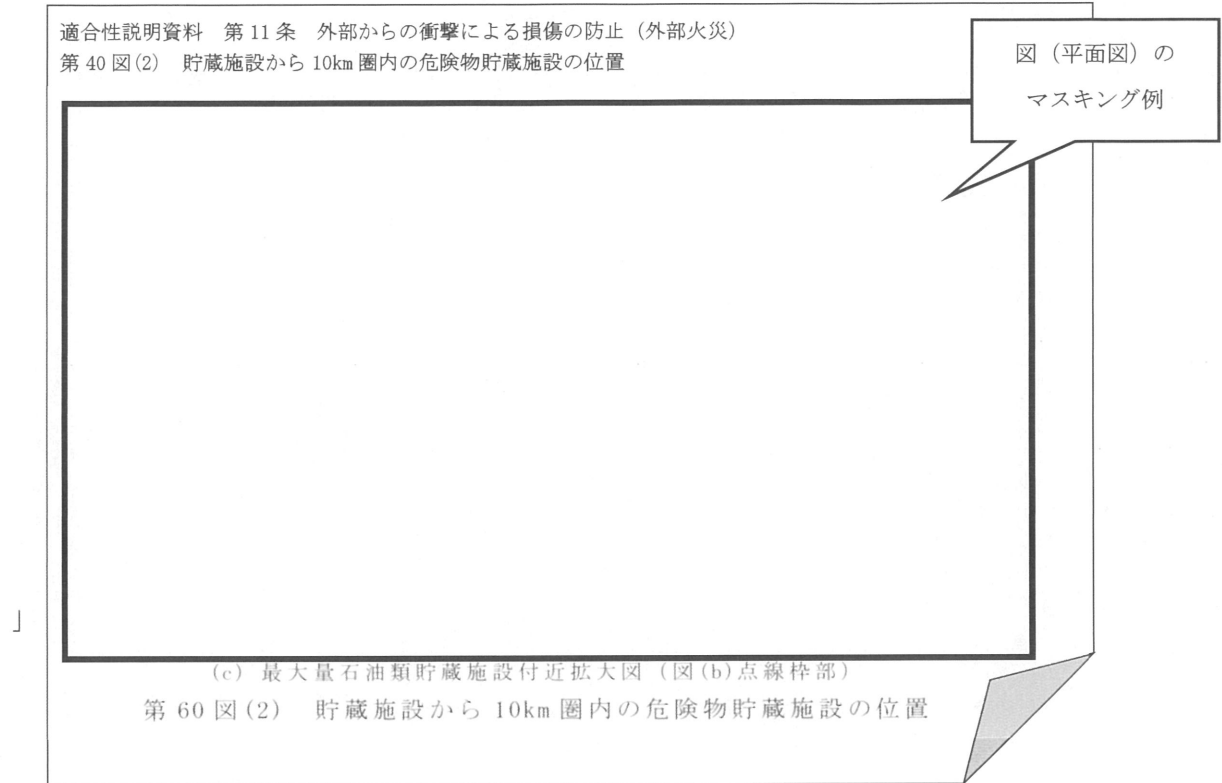
「b-3. 製造する知見を防護すべき情報」のマスクング方法の具体例



第3図 メーカーの設計の知見を保護すべき情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

「b-4. 第三者の所有する施設・設備に関する情報」のマスクング方法の具体例



第4図 第三者の所有する施設・設備に関する情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。